

年金額を増やしませんか？

# 国民年金付加年金制度

国民年金の定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、将来、受給する年金額を増やすことができます。付加保険料の納付を希望する人は手続きが必要です。

納めることのできる人／●国民年金第1号被保険者 ●任意加入被保険者(65歳以上の人を除く)

付加保険料の額／月額400円 受給する付加年金額／200円

×付加保険料納付月数

※20年間付加保険料を納めた場合、1年間で受け取る年金額は、48,000円(200円×240月)になります。

受給期間2年で、納めた付加保険料と同額になります。

申し込み方法／年金手帳と印鑑を持参し、保険年金課で申請してください。

## 〈注意事項〉

●付加保険料の納付は、加入申し込みをした月分からになります。

●付加保険料は、当該月の翌月

## 付加年金の受取額の計算式(例)

付加保険料を20年間納めると
○付加保険料の納付総額 400円×240月(20年) = 96,000円
付加年金を3年間受け取ると
○1年間で受け取る付加年金額 200円×240月(20年) = 48,000円 ↓
○3年間で受け取る付加年金額 48,000円×3年 = 144,000円

申し込み・問い合わせ先  
保険年金課高齢者医療年金班  
☎62・5332

末(納期限)までに必ず納めてください。  
●国民年金基金に加入中の人は、付加保険料を納めることができません。

## 忘れずに申請しましょう

### 市県民税の申告

市県民税の申告をしないと、重要な行政サービスを受けられないなどの不利益が生じることがあるので、必ず申告しましょう。所得がない場合でも申告が必要です。

#### 申告するには

受付日時／月～金曜日 午前8時30分～午後5時

※祝日は除く。

場所／税務課

必要なもの／印鑑、前年中の収入が分かるもの(源泉徴収票、支払明細、帳簿など)、各種控除証明書・領収書(生命保険料、国民年金保険料、地震保険料など)

#### 申告をしないと

- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない場合があります。
- 入院などで医療費が高額になった場合の自己負担限度額が高くなる場合があります。
- 各種申請に必要な証明書(所得証明など)が交付されません。

#### 申告の必要がない人

- 所得税の確定申告をしている人
- 勤務先から給与支払報告書、または日本年金機構などから年金支払報告書の提出がされている人
- ※遺族年金や障害者年金のみの人は申告が必要です。
- 所得のない18歳未満の人や、市内在住の人に扶養されている人

#### 問い合わせ先

税務課課税班(☎62-5321)

## 結婚50周年の記念に参加しませんか

### 旭市合同金婚式

結婚50周年を迎えた夫婦を招き、合同金婚式を行います。永きにわたり、共に助け合いながら明るく健全な家庭を築くとともに、地域の発展に貢献された金婚夫婦の皆さんを祝福します。

日時／10月27日(火) 午前10時30分～11時45分

場所／いいおかユートピアセンター

※6月1日号の広報あさひで掲載した会場から変更になりました。

対象／市内在住で、昭和45年9月1日から46年8月31日までの期間に結婚(事実婚を含む)した夫婦

申込期限／8月31日(月)



#### 申し込み・問い合わせ先

旭市社会福祉協議会(☎57-5577)

社会福祉課社会班(☎62-5317)